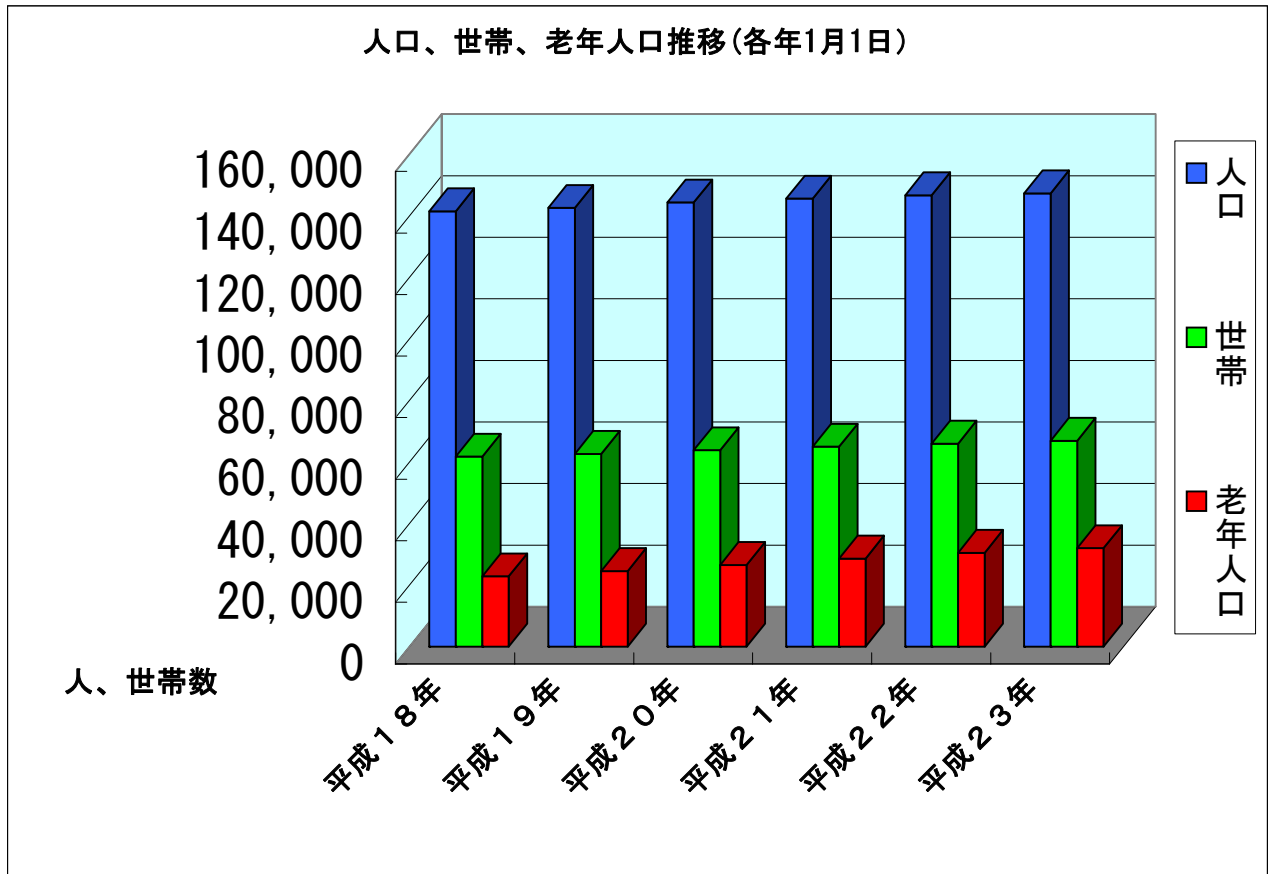


・ ・ ・ 関 係 資 料 ・ ・ ・

1 世帯別将来人口推計（平成18年度）

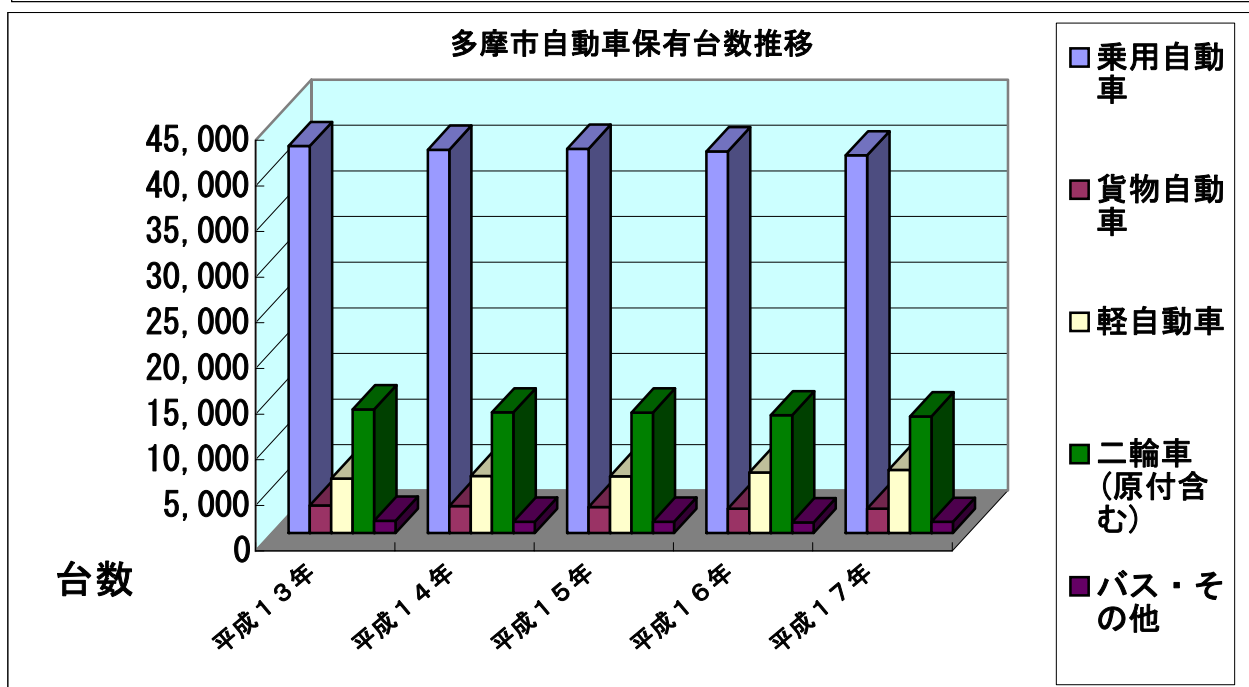
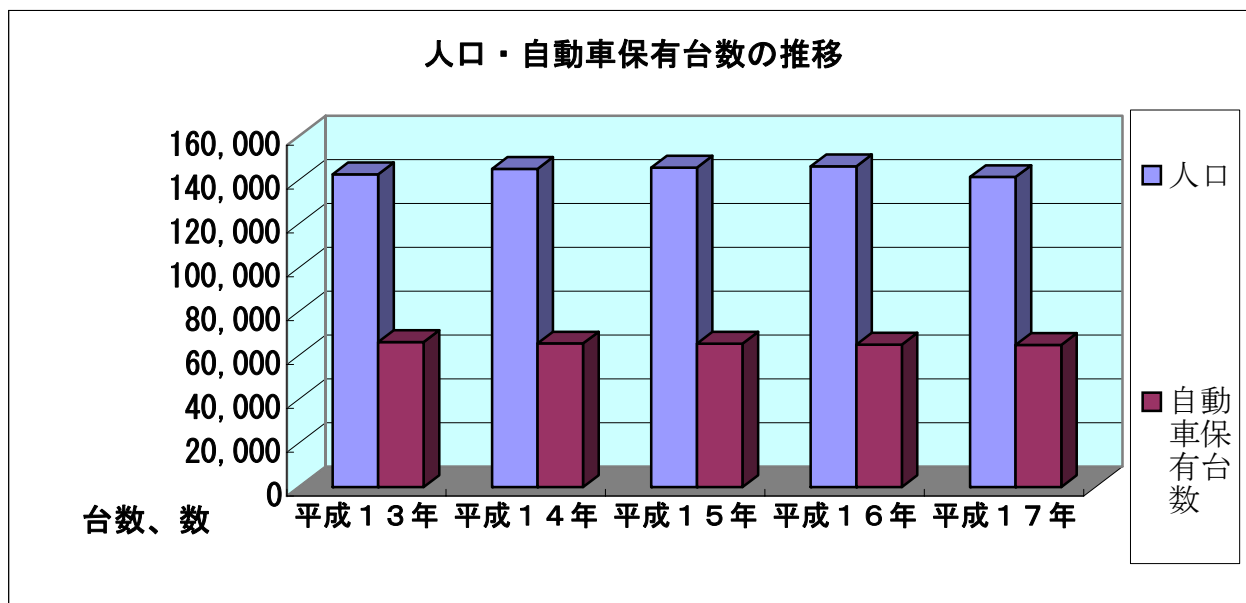


◆世帯別将来人口推計（平成18年度）

年度	人口	世帯	老年人口	年少人口（0-14）	（0-5）	（6-11）	（12-14）
平成18年	141,492	61,733	22,845	17,129 (12.1%)	6,719 (4.7%)	6,899 (4.9%)	3,511 (2.5%)
平成19年	142,577	62,631	24,553	17,325 (12.1%)	6,750 (4.7%)	6,964 (4.9%)	3,611 (2.5%)
平成20年	144,327	63,840	26,519	17,567 (12.3%)	6,864 (4.8%)	7,008 (4.9%)	3,695 (2.6%)
平成21年	145,582	64,955	28,617	17,588 (12.1%)	6,832 (4.7%)	7,108 (4.9%)	3,648 (2.5%)
平成22年	146,693	65,954	30,491	17,565 (12.0%)	6,679 (4.6%)	7,246 (4.9%)	3,640 (2.5%)
平成23年	147,316	66,890	31,992	17,362 (11.9%)	6,568 (4.5%)	7,169 (4.9%)	3,624 (2.5%)

年度	生産年齢人口（15-64）	老年人口（65-）	（55-）
平成18年	101,518 (71.7%)	22,845 (16.1%)	46,394 (32.8%)
平成19年	100,698 (70.6%)	24,553 (17.2%)	48,195 (33.8%)
平成20年	100,242 (69.5%)	26,519 (18.4%)	50,051 (34.7%)
平成21年	99,378 (68.3%)	28,617 (19.7%)	51,709 (35.5%)
平成22年	98,636 (67.2%)	30,491 (20.8%)	53,195 (36.3%)
平成23年	97,962 (66.5%)	31,992 (21.7%)	54,561 (37.0%)

2 人口・自動車保有台数等の推移



◆多摩市の自動車保有台数の推移

車両区分	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
乗用自動車	42,361	41,953	42,057	41,796	41,342
貨物自動車	3,015	2,934	2,817	2,649	2,653
軽自動車	5,966	6,243	6,189	6,606	6,887
二輪車(原付含む)	13,527	13,193	13,163	12,877	12,759
バス・その他	1,332	1,206	1,211	1,142	1,201
総数	66,201	65,529	65,437	65,070	64,842
増減数(指数)		-672 99.00%	-764 98.80%	-1,131 98.30%	-1,359 98.00%

内訳	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
人口	142,755	145,265	145,870	146,346	141,492
自動車保有台数	66,201	65,529	65,437	65,070	64,842

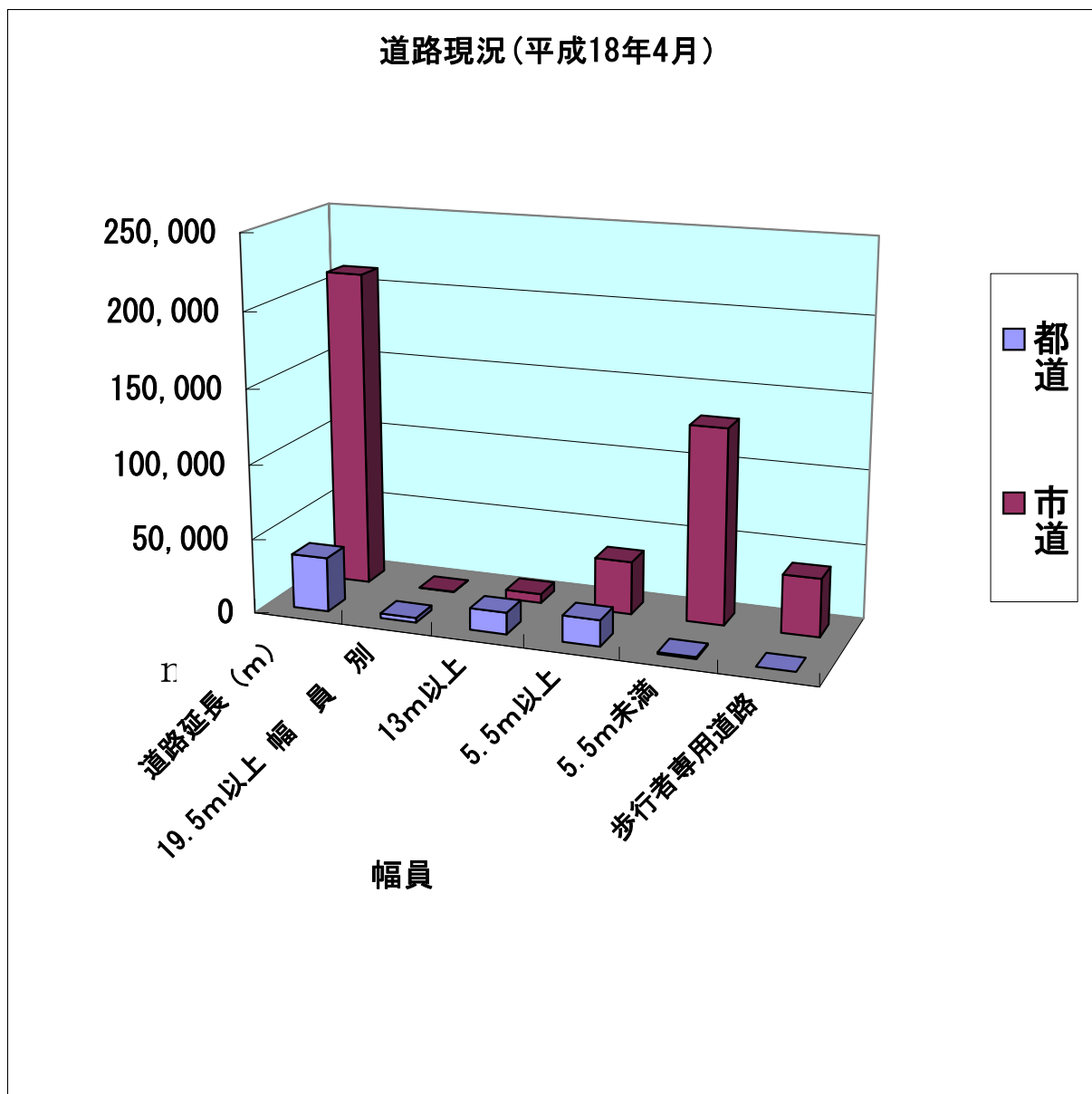
* 資料(交通年鑑・多摩中央警察署・多摩市)

3 道路現況

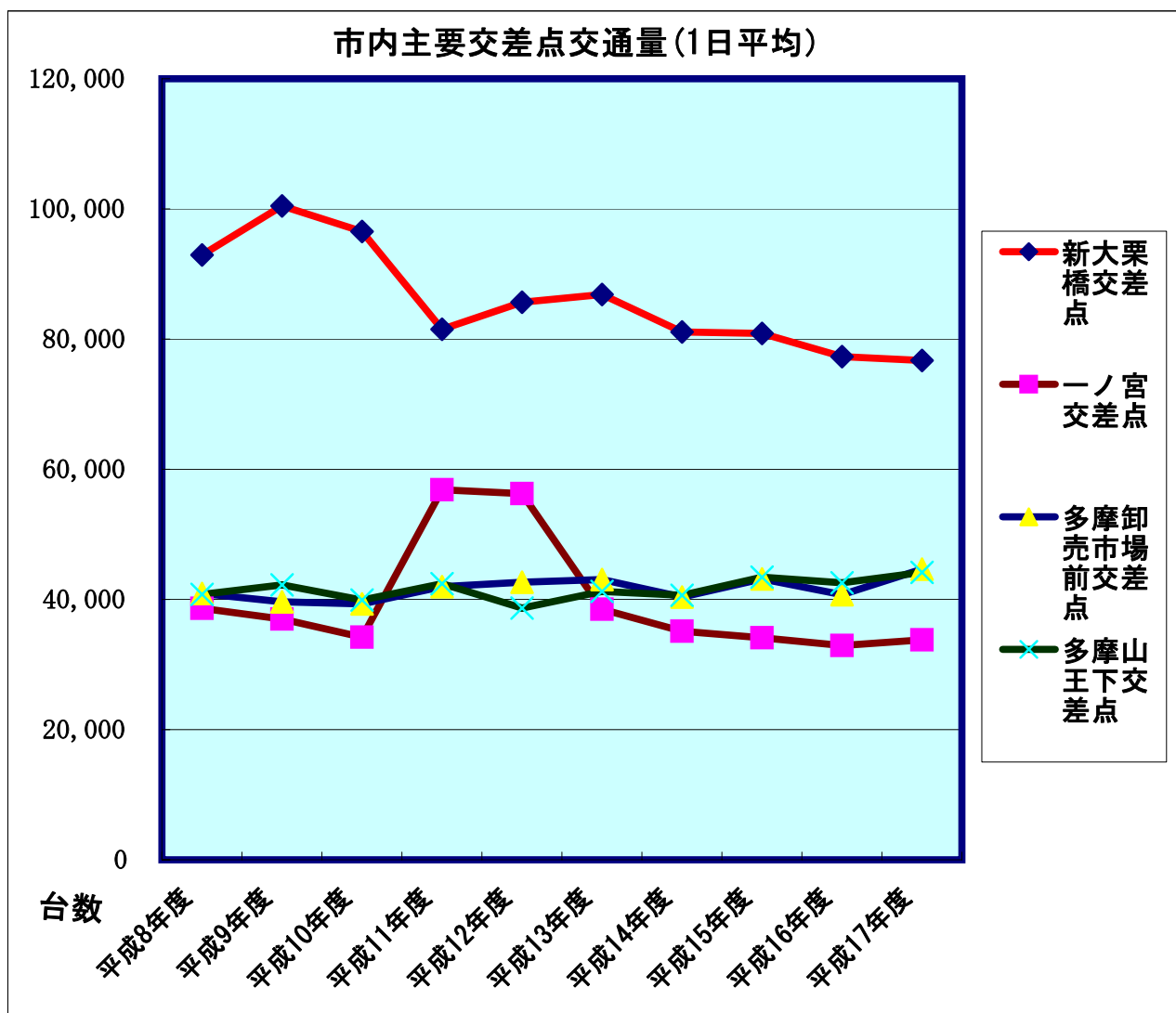
平成18年4月1日

区分	道路延長 (m)	幅員別				
		19.5m以上	13m以上	5.5m以上	5.5m未満	歩行者専用道路
都道	36,454	3,289	14,493	17,474	1,198	0
市道	211,944	328	6,229	35,591	130,796	39,000
計	248,398	3,617	20,722	53,065	131,994	39,000

※道路現況は、規格改良済分。歩行者専用道路には、自転車歩行者専用道路も含む。



4 主要交差点交通量の推移



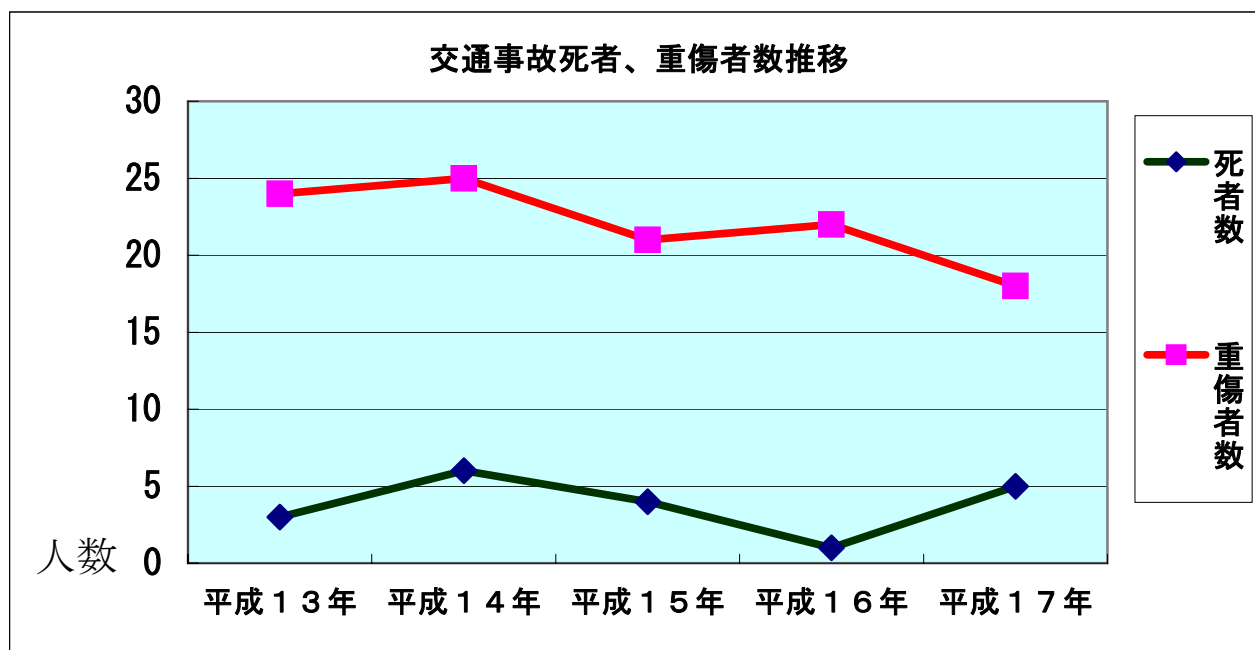
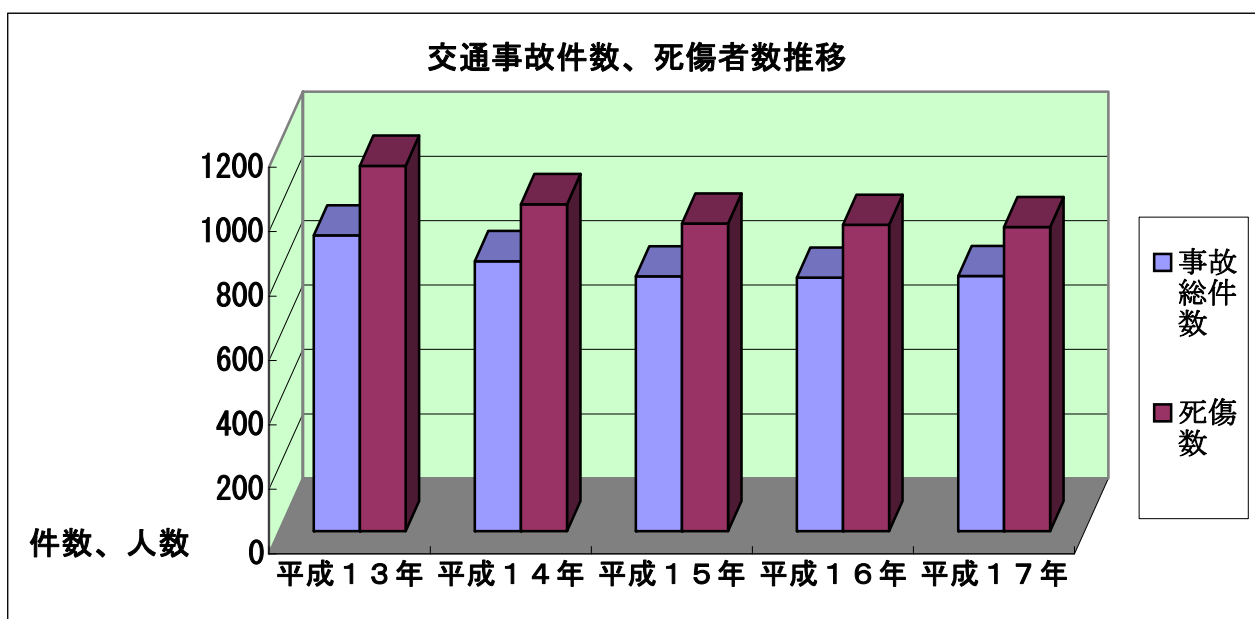
◆主要交差点交通量推移

単位：台/日

年度	新大栗橋交差点	一ノ宮交差点	多摩卸売市場前交差点	多摩山王下交差点
平成8年度	92,933	38,622	40,893	40,791
平成9年度	100,445	36,968	39,633	42,226
平成10年度	96,511	34,211	39,306	39,931
平成11年度	81,494	56,838	41,981	42,417
平成12年度	85,682	56,250	42,638	38,679
平成13年度	86,838	38,475	43,062	41,222
平成14年度	81,117	35,108	40,359	40,662
平成15年度	80,845	34,127	43,152	43,421
平成16年度	77,328	32,926	40,736	42,541
平成17年度	76,707	33,804	44,661	44,158

5 交通事故等の現況

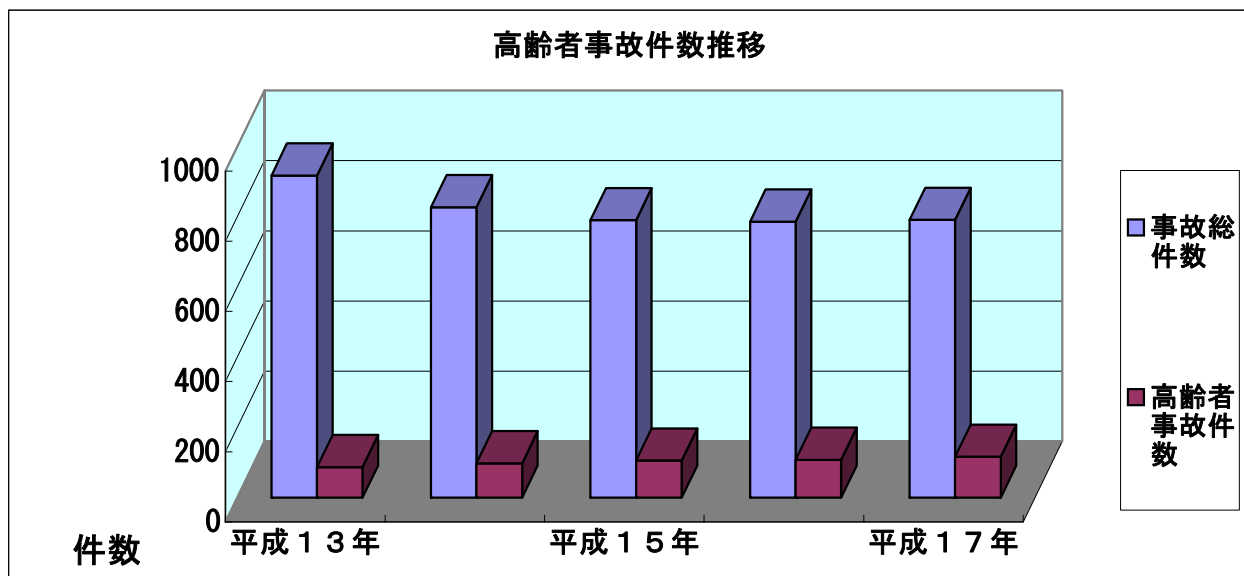
表1－交通事故件数の推移



◆人口自動車保有台数、人身事故件数及び死傷者数

内訳	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
人口	142,755	145,265	145,870	146,346	141,492
自動車保有台数	66,201	65,529	65,437	65,070	64,642
内訳	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事故総件数	918	838	791	787	792
死傷数	1,134	1,015	955	951	944
内訳	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
死者数	3	6	4	1	5
重傷者数	24	25	21	22	18
軽傷者数	1,107	984	930	928	921

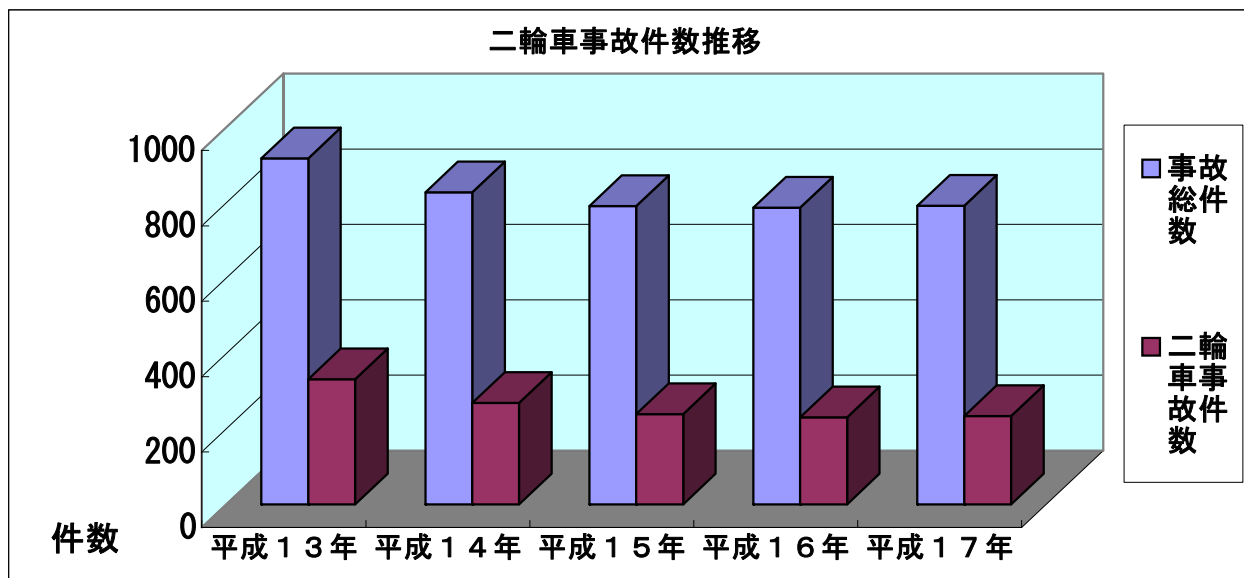
表 2 - 高齢者事故件数の推移



◆交通事故件数に対する高齢者事故件数及び死傷者数

内訳	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事故総件数	918	828	791	787	792
高齢者事故件数	87	98	106	108	117
死者数	0	3	2	0	2
重傷者数	3	4	6	2	0
軽傷者数	44	59	58	62	65

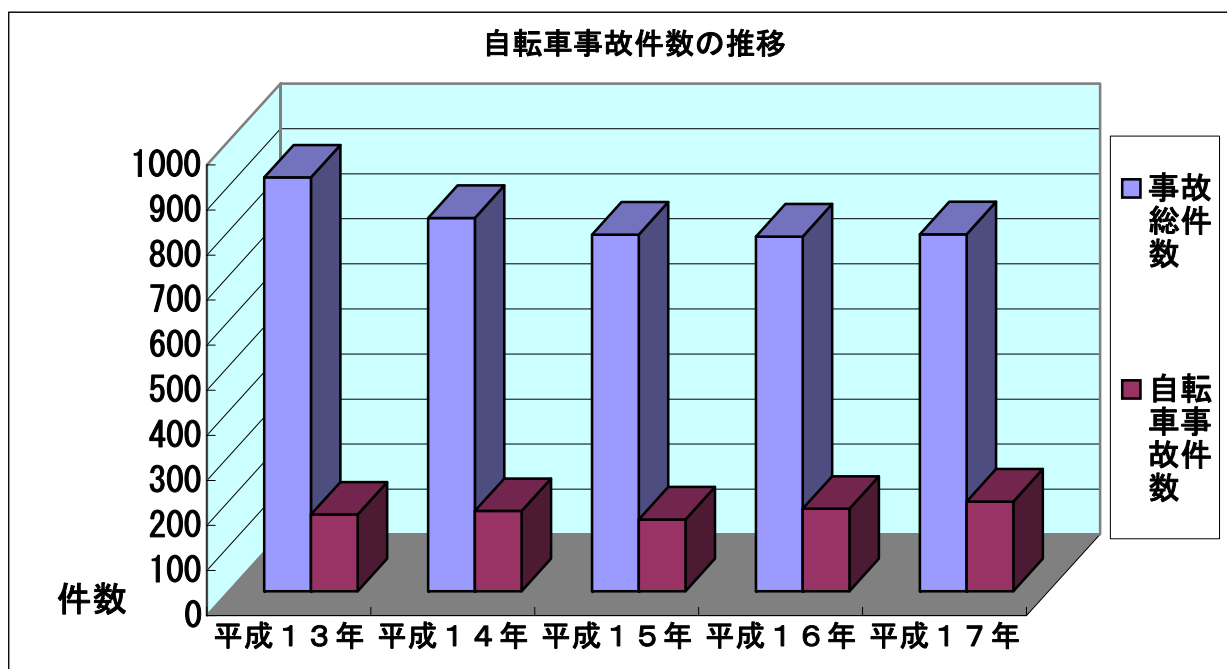
表 3 - 二輪車事故件数の推移



◆交通事故件数に対する二輪車事故件数及び死傷者数

内訳	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事故総件数	918	828	791	787	792
二輪車事故件数	332	269	239	231	234
死者数	1	3	1	1	2
重傷者数	15	14	11	10	11
軽傷者数	294	225	194	195	202

表 4 - 自転車事故件数の推移



◆交通事故件数に対する自転車事故件数及び死傷者数

内訳	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事故総件数	918	828	791	787	792
自転車事故件数	170	178	159	183	199
死者数	0	0	0	0	0
重傷者数	1	2	3	8	5
軽傷者数	162	168	150	168	187

表5 一年齢層別発生状況（件数）

区分		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
年齢層別 ・ 二 当 件 数	子ども	幼児	11	3	6	10	5
		小学生	19	29	33	27	30
		中学生	13	12	10	19	19
		計	43	44	49	56	54
	若年層	高校生	52	42	34	31	43
		中卒から19歳	109	87	55	62	44
		20～24歳	289	261	229	210	232
		計	450	390	318	303	319
	25～29歳		241	184	194	170	155
	30歳代		353	322	308	364	338
	40歳代		219	203	213	209	198
	50歳代		243	269	237	220	232
	高齢者	60～64歳	89	82	91	90	93
		65～69歳	45	52	54	50	71
		70歳代	39	39	40	51	42
		80歳以上	3	7	12	7	4
		計	176	180	197	198	210
	不明・ひき逃げ		18	25	19	17	15

* 資料（多摩中央警察署）

表 6 - 高齢者の交通事故の発生状況（人数）

区分		60～64歳	65～69歳	70歳以上	計
死者	平成13年	1	0	0	1
	平成14年	0	0	3	3
	平成15年	0	1	1	2
	平成16年	0	0	0	0
	平成17年	0	1	1	2
重傷者	平成13年	1	3	0	4
	平成14年	2	1	3	6
	平成15年	0	4	2	6
	平成16年	1	0	2	3
	平成17年	0	0	0	0
軽傷者	平成13年	52	18	26	96
	平成14年	36	33	26	95
	平成15年	45	25	33	103
	平成16年	41	32	30	103
	平成17年	45	35	30	110
発生件数	平成13年	89	45	42	176
	平成14年	82	52	46	180
	平成15年	91	54	52	197
	平成16年	90	50	58	198
	平成17年	93	71	46	210

* 資料（多摩中央警察署）

表7-子どもの交通事故原因別状況（件数）

区分		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
歩行中	信号無視	1	1	1	0	1
	直前直後横断	2	1	2	0	0
	路上遊戯	0	0	0	1	0
	飛び出し	3	6	4	1	5
	斜め横断	2	1	0	3	1
	幼児の一人歩き	0	1	1	2	0
	違反なし	11	9	9	9	3
自転車	右側通行	0	2	0	1	0
	横断不注意	0	0	0	0	0
	徐行不履行	0	0	0	0	0
	一時不停止	3	3	3	6	6
	信号無視	0	2	3	1	0
	ハンドブレーキ等不確実	0	0	1	0	3
	優先通行違反	0	0	0	0	0
	わき見運転	0	0	0	0	0
	その他安全運転義務違反等	16	14	12	10	16
	違反なし	3	1	8	10	17
その他	無免許	0	0	0	1	0
	同乗者	0	1	0	0	0
	路上遊戯	0	1	1	0	0
	その他	1	1	0	1	2
計		43	44	45	46	54

* 資料（多摩中央警察署）

表 8 - 交通事故類型 (件数)

区分		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
人対車	横断歩道横断中	42	48	38	38	37
	横断歩道付近横断中	0	1	2	2	1
	その他横断中	5	17	13	8	9
	路上遊戯中	7	1	0	0	1
	その他	34	33	42	44	35
車両相互	正面衝突	14	14	13	15	13
	出会頭衝突	156	155	173	156	179
	右折時側面衝突	124	97	89	84	83
	左折時側面衝突	90	74	49	63	49
	追突	247	230	222	228	231
	進路変更時衝突	28	22	18	17	10
	その他	79	87	85	68	63
車 両 単 独	92	59	47	47	62	
合 計	918	838	791	770	773	

* 資料 (多摩中央警察署)

表 9 - 事故類型・道路種別・当事者別・発生状況（件数）

区分		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
発生件数		918	838	791	787	792
事故類型	人対車	88	100	91	97	87
	車対車	738	679	653	643	643
	車単独	92	59	47	47	62
	踏切	2	0	0	0	0
表通り	幹線道路	275	240	202	247	262
	準幹線道路	179	201	207	164	160
裏通り	補助的道路	308	264	224	217	229
	生活道路	156	133	158	159	141
当事者別 一、二当 件数	乗用自動車	963	872	852	822	815
	貨物自動車	172	173	174	178	171
	自動二輪車	133	106	105	108	99
	原付一種	199	163	134	123	135
	自転車	170	178	159	182	199
	歩行者	88	100	91	97	87
	その他	0	84	67	64	78
	車両単独	92	59	47	47	62

* 資料（多摩中央警察署）

表10—道路別交通事故発生状況

		都 道					多摩市道	私道その他	計	
		川崎街道	旧鎌倉街道	鎌倉街道	多摩ニュータウン通り	野猿街道				その他都道
件数	平成13年	70	6	133	89	52	188	356	24	918
	平成14年	73	9	114	73	44	133	381	11	838
	平成15年	53	8	116	67	29	202	296	20	791
	平成16年	60	11	121	61	33	148	330	11	775
	平成17年	60	11	129	40	25	184	315	28	792
死者	平成13年	1	0	0	1	0	1	0	0	3
	平成14年	1	0	2	1	1	0	1	0	6
	平成15年	1	0	1	0	0	1	1	0	4
	平成16年	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	平成17年	0	0	1	0	0	1	3	0	5
重傷者	平成13年	1	0	1	2	0	12	7	1	24
	平成14年	3	0	4	2	1	2	12	1	25
	平成15年	2	0	2	2	0	8	7	0	21
	平成16年	1	0	3	2	0	6	4	1	17
	平成17年	1	0	6	1	1	4	4	0	17
軽傷者	平成13年	185	9	134	89	53	235	362	40	1,107
	平成14年	90	13	142	102	53	152	420	12	984
	平成15年	60	11	150	84	34	241	325	25	9
	平成16年	58	1	137	64	35	303	386	18	1,002
	平成17年	71	11	149	45	30	244	351	16	921

* 資料（多摩中央警察署）

第8次多摩市交通安全計画（素案）

パブリックコメント募集

公開場所：多摩市公式ホームページ、市内図書館、関戸・永山公民館、多摩センター出張所、

多摩市道路交通課（東庁舎2階）

募集期間：平成18年11月10日（金）～30日（木）

提出方法

- (1) 多摩市道路交通課（東庁舎2階）に持参
- (2) 郵送（〒206-8666多摩市関戸6-12-1 多摩市道路交通課交通担当1）
- (3) ファクシミリ（042-339-7754）
- (4) 多摩市公式ホームページ内の応募用専用フォーム

記入事項

- (1) タイトル「第8次多摩市交通安全計画（素案）のパブリックコメント」
- (2) 氏名
- (3) 住所
- (4) 意見本文

問合わせ：多摩市道路交通課交通担当1

042-338-6826

第8次多摩市交通安全計画（素案）のパブリックコメント実施要領

1 件名	「第8次多摩市交通安全計画（素案）」についての意見募集
2 目的	<p>第8次多摩市交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条により、多摩市における陸上交通の交通安全に関する長期的な施策の作成が規定されています。そこで、多摩市交通安全対策会議の第1回において作成の基本方針が審議されました。その基本方針に基づき道路管理者、交通管理者、交通事業者及び関係機関・団体のご協力をいただき、素案原稿をまとめました。第2回会議において、素案原稿の内容を審議し素案として決定しました。</p> <p>第8次多摩市交通安全計画が、より多摩市の道路交通状況に即した計画とするために、市民の皆様からご意見をいただき、計画の内容を見直したいと考えています。</p> <p>素案に対するご意見により、内容を見直し第8次多摩市交通安全計画（案）としてまとめ、第3回会議において審議し決定していく計画です。</p>
3 計画の内容	<p>第8次東京都交通安全計画を基本として、関係機関・団体のご協力をいただき多摩市の道路交通状況に即した内容にまとめたものです。</p> <p>内容としては、重点施策、道路交通環境の整備、駐車場・駐輪場対策、交通安全意識の普及・啓発、道路交通秩序の維持などをまとめたものです。</p>
4 公表方法	<p>公式ホームページ及び下記閲覧場所</p> <p>市内各図書館、関戸・永山公民館、多摩センター出張所、多摩市道路交運課（東庁舎）</p>
5 対象	どなたでも
6 意見募集期間	<p>平成18年11月10日（金曜）から11月30日（木曜）まで</p> <p>* ただし、郵送の場合は締切日の消印まで有効</p>
7 意見の提出方法	<p>(1) タイトル「第8次多摩市交通安全計画（素案）に対するパブリックコメント」</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 氏名</p> <p>(4) 意見本文</p> <p>* 公式ホームページ内の応募専用フォームを活用する場合、タイトルは不要です。</p> <p>* (1)～(4)の項目が欠けている場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。</p>

8 意見の提出先	<p>(1) 多摩市道路交通課交通担当 1 (東庁舎) に持参</p> <p>(2) 郵送 (〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市役所道路交通課交通担当 1)</p> <p>(3) ファクシミリ (042-339-7754)</p> <p>(4) Eメール: 公式ホームページ内の応募専用フォーム</p> <p>* 意見募集期間中、「市長へのハガキ」等の「市民の声」は、パブリックコメントに寄せられた意見として取扱いさせていただきます。</p> <p>* 意見の受領については、確認の連絡を省略させていただきます。</p> <p>* 電話・口頭でのご意見は、パブリックコメントとして取扱いできません。</p> <p>* 意見は、住所・氏名を除き公開する場合があります。</p>
9 意見の取扱い及び 応答方法	<p>(1) いただきましたご意見は、多摩市交通安全対策会議で審議し、内容を見直しします。</p> <p>(2) いただきましたご意見は、市の考え方や対応についてまとめ、平成19年3月末に発行する第8次多摩市交通安全計画の「関係資料」に掲載し公表します。</p> <p>(3) 第8次多摩市交通安全計画は、平成19年4月以降に公式ホームページに掲載し公表します。</p>
10 担 当	<p>道路交通課交通担当 1 338-6826</p>

以上の内容で、パブリックコメントを募集をしましたが、応募はありませんでした。

多摩市交通安全対策会議委員名簿

(敬 称 省 略)

委 員 氏 名		委員所属機関及び職名
会 長	渡 辺 幸 子	多摩市長
委 員	佐 藤 伸 人	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 多摩出張所長
委 員	平 田 信 幸	東京都南多摩東部建設事務所長
委 員	乙 丸 秀 次	警視庁多摩中央警察署長
委 員	野 原 英 司	東京消防庁多摩消防署長
委 員	横 山 陽	多摩事業部多摩事業担当推進役
委 員	松 永 政 和	財団法人多摩都市交通施設公社専務理事
委 員	志 村 光 明	多摩稲城交通安全協会副会長
委 員	小 栗 慎 次 郎	多摩市教育長
委 員	小 林 克 巳	多摩市都市づくり部長

多摩市交通安全対策会議条例

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律110号)第18条第1項の規定に基づき、多摩市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 多摩市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって、組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する者
 - イ 国の関係地方行政機関の職員
 - ロ 東京都の部内の職員
 - ハ 警視庁の警察官
 - ニ 東京消防庁の消防吏員
 - ホ 関係機関の職員
 - (2) 市長が任命する者
 - イ 教育委員会教育長
 - ロ 市の職員のうちから、市長が指名する者
- 6 委員の定数は、15人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期のある職から委嘱又は任命された委員の任期は、当該職の任期とする。
- 8 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第4条 会議は、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員をおくことができる。

- 2 特別委員は、陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。
- 2 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和38年多摩市条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (昭和50年条例第28号)

この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第6号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

多摩市交通安全対策会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、多摩市交通安全対策会議条例(昭和48年多摩市条例第36号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、多摩市交通安全対策会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(召集)

第2条 会議は、会長が召集する。

2 会長は、会議を召集しようとするときは、会議の日時、場所、及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(議事)

第3条 会長の職にある者は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(議事録)

第4条 会議において議事録を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議題、会議の概要その他必要と認める事項

(協議)

第5条 会長は、条例第3条第5項に規定する委員が所属する機関の職員に会議の議題となる事項について、あらかじめ協議することができる。

2 会長は、会議において議題となった事件について、なお審議を要すると認められたものについても、前項の例によることができる。

(名簿)

第6条 委員及び特別委員の名簿は、年1回調整するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市づくり部道路交通課において処理する。

附 則

この規程は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。